

認可保育園・認可外保育園・放課後児童クラブ

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に対応した濃厚接触者の特定・行動制限について

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県において、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に対応した濃厚接触者の特定・行動制限の緩和の考え方が示されたことから、八重瀬町においても県の対処方針に沿って、以下の対応としますので周知いたします（令和 4 年 3 月 29 日適用）。

また、新型コロナウイルス感染症の感染対策については、今後も引き続き対応宜しくお願い致します。

○施設の関係者

これまでの対応	今後の対応
<p>【施設内で感染者が出た場合】</p> <p>施設における濃厚接触者特定作業有り</p> <p>○無症状者→7日間自宅待機</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設において、濃厚接触者等の特定及び学校・保育 PCR 検査事業の実施又は個別で無料 PCR 検査の案内（自宅待機期間は保育料等減免）。 PCR 検査を受検しない場合は、7日間自宅待機（自宅待機期間は保育料等減免）。 <p>○有症状者→登園/出勤自粛・病院受診</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽性となった場合は、発症日のから 10 日間自宅療養期間（保育料等減免） 陰性となった場合は、感染者と最後に接触した日から 7 日間自宅待機（保育料等減免） 	<p>【施設内で感染者が出た場合】</p> <p>施設における濃厚接触者特定作業無し</p> <p>○無症状者→制限無し</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者が出たクラス単位で、学校・保育 PCR 検査を各施設で実施（個別で無料 PCR 検査場での受検も可）し、検査結果判明までは、自宅待機を推奨。（保育料等減免） PCR 検査を受検しない場合は、感染者と接触のあった最後の日から 5 日間自宅待機を推奨。（保育料等減免） 感染者と最後の接触のあった日から 7 日間はハイリスク行動自粛（ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、会食等） <p>○有症状者→登園/出勤自粛・病院受診</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽性となった場合は、発症日から 10 日間自宅療養期間（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免） 陰性の場合、解熱後 24 時間経過後から施設利用再開。（保育料等減免）

これまでの対応	今後の対応
<p>【同一世帯で感染者が発生した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者に特定された場合は、当該感染者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間自宅待機（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免） 職員の場合は、7日間自宅待機 or 4・5日目抗原検査キットで陰性確認後出勤再開 	<p>【同一世帯で感染者が発生した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者に特定された場合は、当該感染者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間自宅待機（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免） 職員・園児問わず、7日間自宅待機 or 4・5日目抗原検査キットで陰性確認後出勤・施設利用再開。（保育料等減免）
<p>【職員・園児本人が罹患した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽性となった場合は、発症日のから10日間自宅療養期間（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免） 	<p>【職員・園児本人が罹患した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽性となった場合は、発症日のから10日間自宅療養期間（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免）

【その他連絡事項】

令和4年1月～2月分の認可保育園保育料減免について

現在、保育料減免計算を各施設から提出していただいた出席簿に基づき実施しておりますが、4月にずれ込む見込みとなっております。還付作業が遅れ保護者の皆様へご迷惑をおかけしますがご理解願います。

令和4年3月分の認可保育園保育料減免について

4月下旬ごろを目途に還付充当を実施いたします。
放課後児童クラブ及び認可外保育施設の利用料減免等については、随時実施しております。

【今後の留意点】

1. 家庭内に新型コロナウイルスによる濃厚接触者、PCR検査対象者及び体調不良の方がいる場合は、家庭保育のご協力をお願いします。（保育料等減免対象外）
2. 園児・児童が発熱、咳、鼻水、頭痛、のどの痛みなどの風邪症状がある場合（呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合は除く）。（保育料等減免対象外）

※本通知は、令和4年3月30日時点のものであり、今後、内容の変更もありえますのでご了承ください。

八重瀬町民生部児童家庭課
子育て支援班
TEL：098-998-7163